

青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書の記載要領等

「青色申告の承認申請書」及び「法人設立届出書」のいずれも提出する場合は、「G04」欄及び「G05」欄に「1」を記載した上で、この申請書 兼 届出書の各欄に記載して提出してください。

1 青色申告の承認申請書

この申請書は、法人が各事業年度における法人税の確定申告書（法人税法第 82 条の 6 第 1 項、第 82 条の 14 第 1 項又は第 82 条の 22 第 1 項の規定による申告書を除きます。）及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に作成し、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める提出期限までに提出してください。

事業年度	提出期限
(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度	同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度	
(3) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度	
(4) 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度	
(5) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度	当該設立等の日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。

2 法人設立届出書

(1) 法人設立届出書の提出

この届出書は、内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第 3 に掲げる法人）を設立した場合に作成し、添付書類を添えてその設立の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。

「法人設立届出」と併せて、「給与支払事務所等の開設届出」又は「源泉所得税の納期の特例の承認の申請」を行う場合は、以下(2)又は(3)をご確認のうえ、記載してください。

(2) 給与支払事務所等の開設届出

「本店又は主たる事務所の所在地」、「給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）の所在地」及び「納税地」が全て同一である場合は、本様式で「法人設立届出」と併せて「給与支払事務所等の開設届出」を行うことができます。（提出条件）

本様式で「法人設立届出」と併せて「給与支払事務所等の開設届出」を行う場合、この届出書は、給与支払事務所等を開設した日から 1 月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。（提出期限）

なお、①「本店の主たる事務所の所在地」、「給与支払事務所等の所在地」及び「納税地」のいずれかが異なる場合、②「給与支払事務所等の開設届出」のみを行う場合又は、③給与支払事務所等を移転し、若しくは廃止した場合には、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(3) 源泉所得税の納期の特例の承認の申請

イ 源泉所得税の納期の特例の承認の申請について

「本店又は主たる事務所の所在地」、「給与支払事務所等の所在地」及び「納税地」が全て同一である

場合は、本様式で「法人設立届出」と併せて「源泉所得税の納期の特例の承認の申請」を行うことができます。

なお、こうした場合に該当しないときには、「源泉所得税の納期の特例の承認の申請書」を提出してください。

ロ 源泉所得税の納期の特例について

源泉所得税の納期の特例の制度については、次のとおりとなります。

(イ) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(ロ) (イ)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(注) この申請を行った月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請を行った月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(例) 申請を行った月が 2 月中の場合

(給与等)		(納期限)
2 月支給分	→	3 月 10 日まで
3 月～6 月支給分	→	7 月 10 日まで

(ハ) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

A 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

B 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

(ニ) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

(支給期間)		(納期限)
1 月～6 月支給分	→	7 月 10 日まで
7 月～12 月支給分	→	翌年 1 月 20 日まで

(ホ) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

(注意) 滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

3 添付書類

「法人設立届出書」を提出する場合は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写しを添付して提出してください。

「青色申告の承認申請書」のみを提出する場合は、添付書類は不要です。

また、「設立の形態」欄の「区分 1」が 2 から 4 までである場合には、確定申告の際、組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し及び「組織再編成に係る主要な事項の明細書」を添付しなければならないことになっております。

4 各欄の記載事項・注意事項

(1) 共通欄

記載欄	記載事項・注意事項
提出先	納税地を所轄する税務署名を記載してください（例：「麴町税務署」の場合は「麴町」と記載してください）。
法人番号	法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。
本店又は主たる事務所兼給与支払事務所等の所在地	「青色申告の承認申請書」のみ提出する場合は、記載不要です。
納税地	納税地を記載してください。
事業種目	「法人設立届出書」を提出する場合は、記載不要です。
資本金又は出資金の額	「法人設立届出書」を提出する場合は、設立時の資本金又は出資金の額を記載してください。 ただし、「青色申告の承認申請書」のみ提出する場合は、記載不要です。
組織区分（位置）	「組織区分（名称）」欄で選択した組織区分名が、法人名の前にある場合は「1」を、法人名の後にある場合は「2」を記載してください。
法人名	法人名を記載してください。
フリガナ（法人名）	法人名のフリガナを記載してください。
提出有無区分（「G04」、「G05」、「G09」、「G12」欄）	本様式で提出する、申請・届出の該当欄に「1」を記載してください。 ※複数提出する場合は、各該当欄に「1」を記載してください。
税理士署名	届出書・申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。
税務署整理欄	記載不要です。

(2) 青色申告の承認申請書

記載欄	記載事項・注意事項
その他参考事項	帳簿書類等の種類ごとの記帳の時期や税理士が関与している場合における関与度合などその他参考となる事項を記載してください。

(3) 法人設立届出書

記載欄	記載事項・留意事項
設立年月日	登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 （注） 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合には、その設立年月日を記入してください。 なお、この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書（第10-(2)号様式）」を提出する必要はありません。 （注） 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。 なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。 このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
事業年度	法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
事業の目的	定款等に記載されている事業の目的のうちその主なものと及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(4) 給与支払事務所等の開設届出

記載欄	記載事項・留意事項
給与支払を開始する年月日	給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
責任者氏名	給与支払事務の責任者の氏名を記載してください。
支給人員	その給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の人員数を記載してください。0人の場合は、「0」と記載してください。
税額の有無 （「G11」欄）	源泉徴収をする税額があると見込まれる場合には、「1」と記載してください。なお、税額がない場合は、記載不要です。

(5) 源泉所得税の納期の特例の承認の申請

記載欄	記載事項・留意事項
臨時雇用者数	臨時に雇い入れた人がいるときに、その人数を記載してください。
責任者氏名	給与支払事務の責任者の氏名を記載してください。
支給人員	給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の人員数を記載してください。0人の場合は、「0」と記載してください。
税額の有無 （「G11」欄）	源泉徴収をする税額があると見込まれる場合には、「1」と記載してください。なお、税額がない場合は、記載不要です。
税額の有無 （「G14」欄）	臨時に雇い入れた人に支払う給与について、源泉徴収をする税額があると見込まれる場合には、「1」と記載してください。なお、税額がない場合は、記載不要です。
納付遅延等のやむを得ない理由	現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細を記載してください。

5 その他留意事項

(1) 提出期限

「青色申告の承認申請」、「法人設立届出」及び「給与支払事務所等の開設届出」のそれぞれの手続きとに提出期限があるため、複数の手続きを同時に行う場合は、それぞれの提出期限のうち、いずれか早い日までに提出してください。

(2) 青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合

グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、「青色申告の承認申請書」を提出する必要はありません。

(3) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(4) みなし承認

「青色申告の承認申請書」を提出した場合において、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後6月を経過する日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。